

時事新報の財政始末

財政の事は目下の一問題にして近日に至りては漸く金融切迫の聲を發し其救済策として朝野の所論少ならず...

明治十年西南の役

役にして兩軍財政の沿革を三段に分ち以て今日に立至りし次第を陳べ終りに救済の策に論及し...

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送送料費合科ハ左ノ如シ...

Table with 2 columns: 一行五號活字廿四行、一行二付、十二號、十一號、十號、五號

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前入金にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便紙の代價を申受可し

時事新報

國會開設後の内閣

憲政の方針は輿論の向ふ所に隨て決す可しとは又明流政治の骨髄にして誠にも國民明白の道理なれども之を實際に施行するに當りては各國の如く國民民俗なるものありて其形式體裁は共に一様なるを得べからず...

は多數の同意者なる可らず而して立憲の制度も未だ定まらざるの日に於ては他に天下の輿論を制するの方便なきが故に同藩出身のものか又は平生親近のものに就て其同意者を探むるは自然の勢なりと云はざるを得ず...

官報

水陸測量條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治二十三年 五月二十六日 海軍大臣子爵山本實久

水陸測量條例
第一條 本條例中測量標ト稱スルモノハ基點測量標ト...

警察令第十二號
本年十一月警察令第一號湯屋取締規則中附則左ノ通改...

湯屋取締規則
一 規則發布前ノ浴場ニシテ其構造本則ニ抵觸シ木造...

二 係ルモノハ明治三十年十二月三十一日迄ニ煉瓦...

三 同ノ際浴場ノ位置ヲ變更セントスルモノハ變更...

四 規則發布前ノ浴場ニシテ類焼又ハ煉瓦ニ覆リ再...

五 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

六 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

七 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

八 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

九 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十一 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十二 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十三 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十四 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十五 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十六 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十七 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十八 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

十九 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

二十 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

二十一 規則第十九條第一項第八項第九項ノ場合ハ當分ノ...

伊藤副大臣 前略先月三日 水利に乏しく且 爲に開墾事業 出たれども皆 道は現今アテ 西方の端な せり然れども の姿なり該線 して夫より する所なり從 乏しく此頃 四月より十月 なり此地に日 せり此他ク ンプトン、ア 二百哩乃至三 爲り開けたる 得る金山は 萬磅以上此山 百五十萬磅亦 未だ充分に着 せるもの如し 想せりアレス レニ一府に 外に盛大なる 建築も總て 以重にカンガ のみにして又 水の爲に死盡 少なり當州の も内地水利の 日本は此地 夫佛などに 是よりニユ ルホルン等に 當州は實に盛 云々

大朝野新聞記者會 大朝野新聞記者會 大朝野新聞記者會...

大朝野新聞記者會 大朝野新聞記者會 大朝野新聞記者會...